

平成 30 年 12 月

「福岡市確認申請の手引き」改正概要

近年の地震等災害の多発に伴い、敷地の安全性について再度検討し、CB 塀（土留め含む）基準及び混構造擁壁について、下記の通り改定いたします。

なお、周知期間が必要であるため、平成 31 年 4 月 1 日から適用いたします。

（改正項目）

① 単 36 CB 塀（土留め含む）基準

概要：やむを得ず CB 塀を土留めとして用いる場合の取り扱いを、新設と既存の場合を区別して記載します。新設については単 36、既存については単 37 に記載いたします。

② 単 37 既存の混構造擁壁改善基準・既存 CB 土留め基準

概要：既存の混構造擁壁をやむを得ず使用する場合、上部の CB 高さ $H \leq 400\text{mm}$ 、土留め高さ $h \leq 200\text{mm}$ までに改善することとします。また、CB 上部にフェンス・目隠し塀等の新設ができない旨を追記します。